令和８年度水質検査計画

泉崎村上水道により供給している水道水の安全性を確保するため、水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、令和 8 年度水質検査計画を以下のように定める。

目次

１　水道事業の概要

２　水源の状況ならびに原水及び浄水の水質状況

３　水質検査計画

　(1)　水質検査の基本方針

　(2)　検査回数及び検査頻度

　(3)　採水地点

　(4)　臨時の水質検査

　(5)　水質検査方法

　(6)　水質検査委託する当該内容

　(7)　水質検査計画及び結果の公表

４　事故等への速やかな対応

５　お客様の声と水質検査

泉崎村役場

１　水道事業の概要

泉崎村上水道は、白河地方広域市町村圏整備組合（旧白河地方水道用水供給企業団以下同）で浄水処理された水を泉崎村の配水池に貯水したのち、各家庭に配水しています。

白河地方広域市町村圏整備組合は堀川ダムの水を原水としていて、一日に平均１万７千㎥の水を配水しており、そのうちの１千６百㎥が泉崎村に配水されています。

また、白河地方広域市町村圏整備組合からの配水が不足した場合や問題があった場合にも対応できるよう泉崎村独自の水源も確保しており、いつでも使用できるようになっており、踏瀬地区に給水されています。

泉崎村上水道

給水人口	４,９２０人
計画給水量	7,１００㎥/日

２　水源の状況ならびに原水及び浄水の水質状況

概ね良好な状態であり、水質検査の結果においても基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であると言える。

３　水質検査計画

（１）　水質検査の基本方針

①　検査地点は、水質基準が適用される蛇口とします。

②　水道法で義務付けされている水質検査基準項目を検査し、安全性を常に確認するため、年に４回の全項目検査を行います。
なお、令和８年度よりペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が検査項目に追加されました。

（２）検査回数及び検査頻度

毎日検査

１日１回、村内を代表する給水栓において色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎月検査

１ヶ月に１回、村内を代表する給水栓において、水質変化の指標となる９項目について、水質検査を行います。

水質基準項目

３ヶ月に１回、村内を代表する給水栓において、全項目の検査を行います。

原水検査

年一回､全項目から消毒副生成物と味を除いた40項目と指標菌の検査を行います。

（３）検査地点

浄水

検査項目	検査頻度	検査地点	委託先
色・濁り・残留塩素	毎日	末端給水栓 （踏瀬・瀬知房）	末端宅
水質基準９項目	月１回		新環境分析センター
水質基準 52 項目	年４回		

原水

検査項目	検査頻度	検査地点	委託先
水質基準 40 項目 指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）	年１回	踏瀬浄水場	新環境分析センター

クリプトスポリジウム(耐塩素性病原微生物)等対策指針項目について　厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（平成 19 年３月 30 日健水発第 0330005 号)」の規定を基に検査を行います。原水のリスクレベル判定と検査項目、頻度

水源の種別	リスクレベル	検査項目・頻度
深井戸	レベル１	指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）　年１回

※確認のため、年１回の検査を実施

なお、試料の採取にあたっては、登録を受けた者が採取することとし、運搬は温度管理の留意し破損に気を付ける。

令和８年度　水質検査計画

番号	項　目　名	4月	5月	6月	7月	8月	原水	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物		●			●	●			●			●	
4	水銀及びその化合物		●			●	●			●			●	
5	セレン及びその化合物		●			●	●			●			●	
6	鉛及びその化合物		●			●	●			●			●	
7	ヒ素及びその化合物		●			●	●			●			●	
8	六価クロム化合物		●			●	●			●			●	
9	亜硝酸態窒素		●			●	●			●			●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●	●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●			●	●			●			●	
12	フッ素及びその化合物		●			●	●			●			●	
13	ホウ素及びその化合物		●			●	●			●			●	
14	四塩化炭素		●			●	●			●			●	
15	1，4－ジオキサン		●			●	●			●			●	
16	シス－1，2－ジクロロエチレン 及びトランス－1，2－ジクロロエチレン		●			●	●			●			●	
17	ジクロロエタン		●			●	●			●			●	
18	テトラクロロエチレン		●			●	●			●			●	
19	トリクロロエチレン		●			●	●			●			●	
20	PFOS 及び PFOA		●			●	●			●			●	
21	ベンゼン		●			●	●			●			●	
22	塩素酸		●			●				●			●	
23	クロロ酢酸		●			●				●			●	
24	クロロホルム		●			●				●			●	
25	ジクロロ酢酸		●			●				●			●	
26	ジブロモクロロメタン		●			●				●			●	
27	臭素酸		●			●				●			●	
28	総トリハロメタン		●			●				●			●	
29	トリクロロ酢酸		●			●				●			●	
30	ブロモジクロロメタン		●			●				●			●	
31	ブロモホルム		●			●				●			●	
32	ホルムアルデヒド		●			●				●			●	
33	亜鉛及びその化合物		●			●	●			●			●	
34	アルミニウム及びその化合物		●			●	●			●			●	
35	鉄及びその化合物		●			●	●			●			●	
36	銅及びその化合物		●			●	●			●			●	
37	ナトリウム及びその化合物		●			●	●			●			●	
38	マンガン及びその化合物		●			●	●			●			●	
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●			●	●			●			●	
41	蒸発残留物		●			●	●			●			●	
42	陰イオン界面活性剤		●			●	●			●			●	
43	ジェオスミン		●			●	●			●			●	
44	2－メチルイソボルネオール		●			●	●			●			●	
45	非イオン界面活性剤		●			●	●			●			●	
46	フェノール類		●			●	●			●			●	
47	有機物（TOC）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	PH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	味	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）						■							
	計（項目）	9	52	9	9	52	40	9	9	52	9	9	52	9

（４）臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値をこえるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

①　原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
②　臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
③　その他必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

（５）水質検査方法

水質基準行為目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令大１０１号９の規定に基づく告示された方法により行います。

No.	水質検査項目	検査方法	試験開始までの時間	定量下限値
1	一般細菌	標準寒天培地法	12 時間以内	0
2	大腸菌	特定酵素基質培地法	12 時間以内	－
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.0003
4	水銀及びその化合物	還元気化―原子吸光光度法	2 週間以内	0.00005
5	セレン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.001
6	鉛及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.001
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.001
8	六価クロム化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.002
9	亜硝酸態窒素	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	2 週間以内	0.004
10	シアン化合イオン及び塩化シアン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法	24 時間以内	0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	2 週間以内	0.02
12	フッ素及びその化合物	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	2 週間以内	0.08
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.1
14	四塩化炭素	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.0002
15	1,4-ジオキサン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.004
17	ジクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.002
18	テトラクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001
19	トリクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001
	PFOS 及び PFOA	固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法	2 週間以内	0.000005
20	ベンゼン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001
21	塩素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	2 週間以内	0.06
22	クロロ酢酸	液体クロマトグラフ-質量分析法	72 時間以内	0.002
23	クロロホルム	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001
24	ジクロロ酢酸	液体クロマトグラフ-質量分析法	72 時間以内	0.003
25	ジブロモクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001

26	臭素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法	2 週間以内	0.001
27	総トリハロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001
28	トリクロロ酢酸	液体クロマトグラフ−質量分析法	72 時間以内	0.003
29	プロモジクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001
30	ブロモホルム	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内	0.001
31	ホルムアルデヒト	誘導体化−高速液体クロマトグラフ法	72 時間以内	0.008
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.02
34	鉄及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.03
35	銅及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.1
37	マンガン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	0.005
38	塩化物イオン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	2 週間以内	1.0
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法	2 週間以内	1.0
40	蒸発残留物	重量法	2 週間以内	20
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出−高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ	72 時間以内	0.02
42	ジェオスミン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	72 時間以内	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	72 時間以内	0.000001
44	非イオン界面活性剤	固相抽出−高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ	72 時間以内	0.002
45	フェノール類	固相抽出−高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	72 時間以内	0.0005
46	有機物（TOC）	全有機炭素計測定法	72 時間以内	0.3
47	PH 値	ガラス電極法	12 時間以内	−
48	味	官能法	12 時間以内	−
49	臭気	官能法	12 時間以内	−
50	色度	透過光測定法	12 時間以内	0.5
51	濁度	積分球式光電光度法	12 時間以内	0.1

（６）水質検査を委託する当該委託内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を２０条登録機関に委託します。
委託については、精度と信頼性を考慮し下記の理由により決定します。

① 水道水質検査においてその精度と信頼性の保証は､極めて重要でありＧＬＰの考え方を取り入れた体制を導入する必要がある｡検査に関し､ＧＬＰの考え方を取り入れた信頼性保証システムとして､ＩＳＯ１７０２５やＩＳＯ９０００が定められており、飲料水検査において水道 GLP 及びＩＳＯ１７０２５を取得している認定検査機関とする。

② 検査される水質項目については､原則として基準値の 1/10 までの測定値が得られ、かつ基準値の 1/10 付近の分析値が正確であること。

③ 水質基準項目において、全ての項目が自社分析できる検査機関とする。

④ 臨時（緊急時）の水質検査において､少なくとも３日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とする｡(全項目検査)

⑤ 内部および外部における精度管理を実施していること。

水質検査結果に関して､適宜その根拠となる資料を確認し、また､委託の発注の際精度管理が実施されているか等を確認する。

（７） 水質検査計画及び結果の公表

① 水の水質検査結果を基に水質の安全性を判定し、評価を行っていきます。
② 管理計画の見直しについては､過去の検査結果等を考慮し毎年実施することとします。
③ 計画外項目に関しては､必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れることとします。
④ 水質検査結果は　泉崎村役場建設水道課窓口にて閲覧できます。

４　事故等への速やかな対応

常に水道水質の管理を万全なものにするために、福島県県南保健所などの関係機関との連携も必要です。泉崎村では、以下のような取り組みに努めます。

水源もしくは浄水処理過程において異常並びに事故(水道法に係る基準値内で水道水が給水できない恐れがある場合) が発生した場合については、福島県県南保健所に連絡をし、当該施設の給水区域内の給水を直ちに停止します。異常がなく水質基準を超えない安全な水が給水できるまで水質検査を行い、ご利用者の方に安全な水道水を供給致します。また、異常事態にも速やかに対応できる検査機関に水質検査を依頼し、安全を確認致します。

また、水道を使用しているときにいつもと違う水が蛇口から流出した場合(着色している、異物が流出してきた、異常な味・臭いがする、等)についても、異常を発見した時点で　建設水道課までご連絡ください。
直ちに原因を究明し、安全な水道水を供給します。

５　お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するために泉崎村建設水道課では、水質検査計画と検査結果を公表し、これらの事項につきまして利用者の皆様からご意見を頂いて水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。
使用者の声や、水質検査結果を次年度からの水質検査計画に反映させていくため、随時見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです